



令和6年度 長岡市
保育園・認定こども園等
入園のしおり



このしおりには、保育園・認定こども園等の
認定・利用申請に関する手続きや必要な書類等について、
重要なことを記載しています。
内容をよく読んで申請してください。

はじめに	2
新年度入園について	4
転入予定・出産予定・ 市外施設の入園について	6
長岡市入園選考基準	7
保育料・給食について	8
施設一覧	10
利用時間・預かり保育など	14
よくある質問	15

はじめに

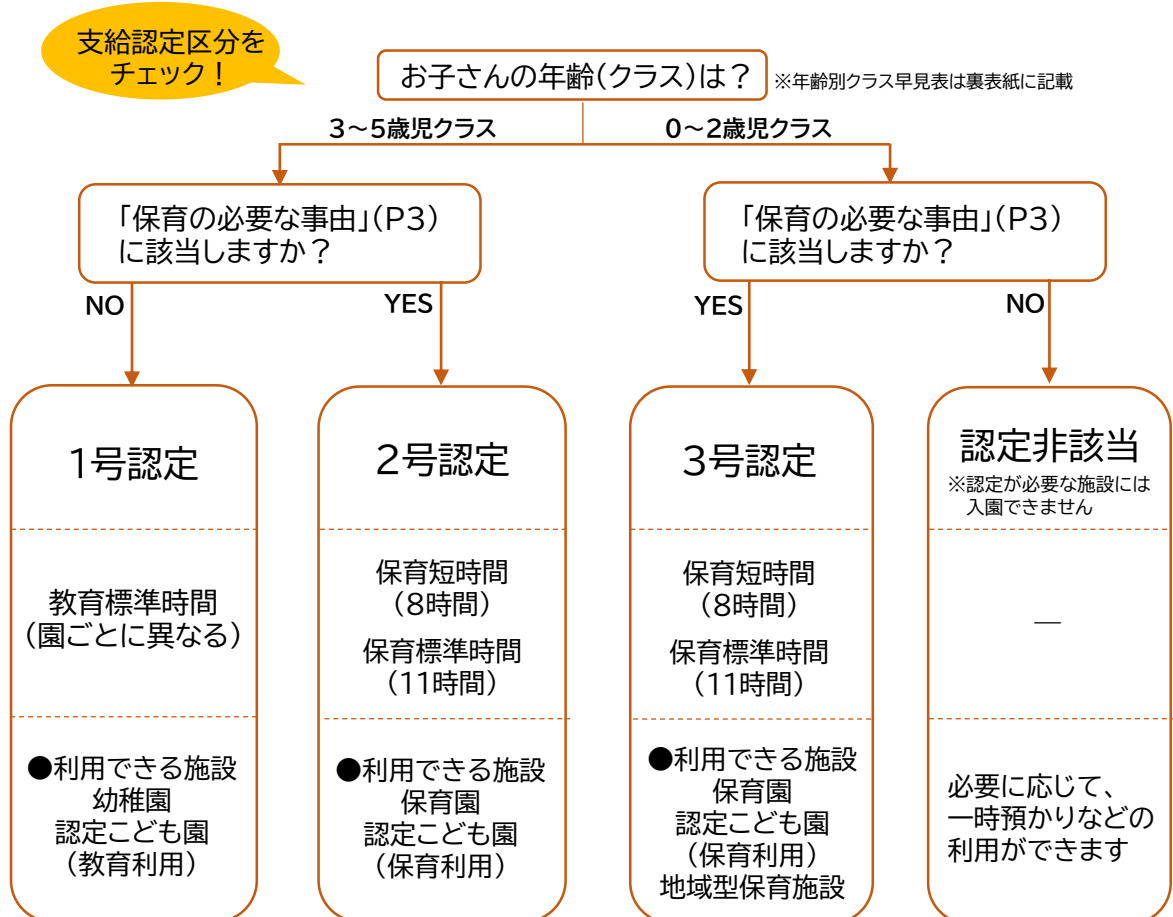
保育園・幼稚園・認定こども園とは

- ・保育園とは・・・
家族が働いている、病気のために家庭で保育ができないなどの場合、お子さんを保育する児童福祉施設です。
- ・幼稚園とは・・・
満3歳以上のお子さんを対象に、保育を行いながら教育の基礎を培います。保育の必要な事由のないお子さんも入園できます。
- ・認定こども園とは・・・
保育の必要な事由のあるお子さんも、保育の必要な事由のないお子さんも入園でき、教育と保育を一体的に行う施設です。

教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園、地域型保育施設を利用する際に必要となる受給資格です。お子さんの年齢や「保育の必要な事由(P3)」に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が異なります。

2・3号認定は、保護者の双方が「保育の必要な事由」に該当する必要があります。



「保育の必要な事由」とは



2号・3号認定は、保護者の双方が下記の「保育の必要な事由」に該当する必要があります。
 ※1号認定は「保育の必要な事由」に該当しなくても、取得できます。

保育の必要な事由 (入所を必要とする状況)	利用期間	必要な添付書類	認定時間
1 就労 ※内職も可 保育短時間を希望 ・・・月48時間以上就労している 保育標準時間を希望 ・・・月120時間以上就労している	左記の条件で就労している期間	就労時間、日数や就労時間帯が確認できる就労証明書 ※法人化されていない自営業、農業等従事者の場合は、本人が従事していることが分かる書類(直近の確定申告書など)も必要	短時間 又は 標準時間
2 出産前後	出産(予定)日から起算した前後8週間を含む、各月1日～各月末日 (例:8月11日出産予定の場合、6月1日～10月31日)	出産予定日又は出産日を確認できる診断書(母子名及び出産予定日が分かる母子手帳のコピーでも可)	標準時間 ※希望により短時間も可
3 保護者の傷病・障害	保育が必要と認められる期間	家庭保育の不可能な期間が確認できる診断書(要介護の方は介護保険証のコピーでも可)又は障害者手帳のコピー	短時間 又は 標準時間 ※等級・状況による
4 親族の介護・看護	介護等が必要と認められる期間	常時介護等の必要な期間が確認できる診断書(要介護の方は介護保険証のコピーでも可) ※各種手帳保持者の介護等の場合は診断書・各種手帳のコピー	短時間 又は 標準時間 ※等級・状況による
5 求職活動 ※起業準備を含む	3か月	雇用保険受給資格者証やハローワーク受付票、又はカードなど、求職活動中であることが確認できる資料	短時間
6 就学 保育短時間を希望 ・・・月48時間以上就学している 保育標準時間を希望 ・・・月120時間以上就学している	通学期間	就学証明書(学生証のコピーでも可)又は就学許可証及び就学期間の分かるもの	短時間 又は 標準時間
7 震災等の災害復旧	教育長が認める期間	り災証明書など	標準時間 ※状況による
8 その他 ①虐待・DV等 ②育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ③その他市が認める場合	教育長が認める期間	②の場合・・・ ・育児休業の期間を記載した就労証明書 ・家庭保育の不可能な期間が確認できる書類	短時間 又は 標準時間 ※状況による

新年度入園について

各種手続きに必要な書類(1・2・3号共通)

配付場所 … ◇各施設や保育課、各支所

認定の申請 … ◇認定申請書(薄紫色) ※添付書類についてはP3参照

◇保護者の個人番号確認書類・身元確認書類 等

※別紙「マイナンバーの申告について」をご確認ください

入園の申請 … ◇令和6年度 認可保育園・施設型幼稚園・認定こども園・地域型保育入園申込書(黄色)

◇入園申込児童健康状況等調査票

※希望の園に初めて入園申込みする場合のみ、ご提出ください

きょうだい・双子でも
児童ひとりごとに
書類が必要！

1号認定

・幼稚園
・認定こども園(教育利用)

選考方法や書類の配付時期、
募集の受付期間について、各園に確認

**1号認定の選考方法等は園により異なります！
必ず事前に園に確認してください！**

なお、1号認定は市による利用調整はありません。第一希望の園に入れなかった場合は、各自で他の園にお問い合わせください。

【入園申込み】

R5/11/1～終了は各園が定める期間
第一希望の園に認定申請書と入園申込書を提出

長岡市へ転入予定の方や、出産予定のお子さんの入園を希望する方もこちらの日程となります。
(1号認定はP4、2・3号認定はP5)

【認定証発行】

R5/12月中旬 市から認定証が交付されます

上記該当の方と長岡市外の施設利用希望の方は、P6をご覧ください。

【入園承諾】

第一希望の園を通じて、
入園の承諾が通知されます



- ・保育園
- ・認定こども園(保育利用)
- ・地域型保育施設(0~2歳児のみ)

2・3号認定

【認定の申請】

R5/9/1~9/20 第一希望(予定)の園に認定申請書を提出

【認定証発行】

R5/10月末 市から認定証が郵送されます

【入園申込み】

R5/11/1~11/8 第一希望の園に入園申込書を提出(認定申請書を提出した園と違って可)

※求職活動の事由により認定の申請をした方で、就労先が決まった場合、就労証明書を11/8までに第一希望の園に提出すれば入園選考に反映されます

【入園選考】

第一希望の園ごとに入園選考が行われます

※0~2歳児クラスで求職活動の方の選考は、優先度の高い方の利用調整後に行います

【利用調整】

第一希望の園に入れないお子さんについて、市が調整を行います

※下記の方は利用調整ができず、調整不可の通知が12月下旬頃にご自宅に届く場合があります
 ※引き続き4月入園を希望する場合は、1月の二次募集をご利用ください

- ・0~2歳児クラスで求職活動中の方
- ・自宅保育や就労先の事業所内保育の利用が可能な方

【入園承諾】

R5/12月末 入園が決まった園を通じて、入園の承諾が通知されます

※通知は12/26頃の発送を予定しています
 ※通知の詳細な日程は、園までお問合せください

入園選考・利用調整について (2・3号認定の新年度入園のみ)

入園希望者が定員を超えた場合、選考基準(P7)に基づいた各園での入園選考の後、市で利用調整を行います。

対象となるお子さんの保護者の就労状況、家庭の状況等により優先度を判定し、優先度の高い方から入園を決定します。

利用調整により、第2~第5希望の園へ調整となる場合があります。必ずしも第5希望まで埋める必要はありませんが、記入する際は、調整先となっても通園可能な園をご記入ください。なお、第2~第5希望の園が第1希望者で定員に達していた場合は、第2~第5希望の園での調整はありません。

※認定こども園及び地域型保育施設においては、園ごとの入園基準を設ける場合があります。詳細は園にお問い合わせください。

R5年度中に発行する 入所保留通知書について

育児休業の延長のために勤務先から「保育所入所保留通知書」の提出を求められた場合、保育課又は各支所で発行します。

手続きにはR5年度の認定申請書(水色)、入園申込書(桃色)、就労証明書(※)が必要です。各書類は保育園等にも用意しています。※現在取得している育児休業の期間の記載が必要。

なお、育児休業の延長の手続きは勤務先により異なります。事前に勤務先にご確認ください。



第一希望の園に入れない場合で
 利用調整の対象となった保護者へは、
 12月8日頃までに市から連絡します

調整された園と面談
(第2~第5希望の園)

二次募集で
 希望の園に申し込む
(R6/1/9~1/17)
 R6/2月下旬入園承諾通知

※入園を辞退される場合は、すみやかに保育課までご連絡ください。

※二次募集の詳細は令和6年1月4日(木)頃、長岡市HPに掲載します。

※市が行う入園調整は二次募集までとなります。
 二次募集以降の入園につきましては、各自で空き状況の確認・入園申込みを行ってください。

転入予定・出産予定・市外施設の入園について

長岡市へ転入予定の場合

認定申請期間(令和5年9月1日～9月20日)時点で長岡市に住所がない方につきましても、令和6年4月1日時点で長岡市に転入することが確実な方は、長岡市で入園申込みをすることができます。ご希望の場合は保育課へご連絡ください。

- ◇認定申請書や入園申込書には転入前、転入後の住所を併記してください。
なお、転入後の住所が決まっていなくても申請可能です。
- ◇令和6年4月1日時点で長岡市に転入が確認できなかった場合、入園取り消しとなります。
また、転入前に施設を利用した場合、実費を徴収します。

出産予定のお子さんの入園を希望する場合

出産予定児の令和6年4月1日時点での月齢が、入園希望施設の入園可能月齢に達していることが出産予定日から明らかであると確認できる場合は、入園申込みが可能です。

- ◇予定日より出産が遅くなり、令和6年4月1日時点で入園可能月齢に達しない場合は、入園取り消しとなります。
- ◇令和6年4月1日時点で父母のいずれかが求職活動や、出産予定児の育休を取得する場合は、申請できません。
(ただし、令和6年5月6日までの育休で、5月7日から職場復帰する場合は申請可)

長岡市外の施設の利用を希望(広域入所)する場合

長岡市に住民票がある方で保育の要件を満たし、下記のような特別な事情がある場合には、他市町村の保育施設に長岡市を通して利用申請をすることができます。

- ◇保育施設所在市町村に保護者の勤務先があること
- ◇保育施設所在市町村に里帰り出産すること
- ◇その他特別な事情があること
(事前に保育課へご相談ください)

※市町村により、入所条件・申請スケジュール等が異なります。
入園を希望する市町村のスケジュールにあわせて申込みをする必要があるため、余裕をもって保育課までご相談ください。



長岡市入園選考基準

- (1) 保育の必要な事由・程度に応じた基準点(上表)と家庭の状況に応じた調整点(下表)を合計した点数で優先順位を決定し、入園承諾します。なお、基準点は父・母・パートナーそれぞれの状況で算出し、どちらかの低い点数を適用します。
- (2) 合計点数が並んだ場合は、抽選により入園承諾者を決定する場合があります。ただし、年少以上児は希望する保育園の所在地と同じ小学校通学区域内に住所を有する場合は、優先的に入園承諾します。

保育の必要な事由	保育の必要な事由の程度等	基準点
就労・就学	月140時間以上働いている	高 ↑ ↓ 低
	月120時間以上働いている	
	月80時間以上働いている	
	月48時間以上働いている	
傷病・障害	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている	高 ↑ ↓ 低
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている	
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている	
親族の介護・看護	病気又はけがにより入院している、要介護4以上の認定を受けている、身体障害者手帳1,2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳の交付を受けている親族を介護・看護している	高 ↑ ↓ 低
	病気又はけがにより通院している、要介護3の認定を受けている、身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている親族を介護・看護している	
	要介護2以下の認定を受けている、身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている親族を介護・看護している	
	入院・通院、要介護認定、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けているものと同程度の診断を受けている親族を介護・看護している	
出産前後	産前産後8週間の期間にあつて、出産の準備又は休養を要する	高
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある(児童に対する保護の必要性が関係機関で確認済)	
育児休業	既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	低
求職活動	求職活動を行っている	
その他	上記に類する状態として認められるもの	

家庭の状況	調整点
ひとり親世帯である	高
生活保護世帯である	
父・母・パートナーのいずれかが保育士等で保育施設等で就労している(市内施設で6時間以上勤務)	
父・母のどちらかが単身赴任している	中
小規模保育所の卒園児で連携先保育園に入園希望である	
同一の保育園に兄弟姉妹が入園している	
児童に障害がある(障害のある兄弟姉妹がいる)	低
保育料の滞納がある(6か月以上だと減点多い)	減点
求職活動を、入園日から起算して90日以上継続している	
その他(上記に類する状態として認められるもの)	

保育料・給食について

保育料について

保育料は保護者の市民税所得割額、認定された区分、お子さんの年齢(クラス)、保育利用時間に応じ、長岡市の保育料徴収基準額表(P9)のとおり決定します。なお、基準額は見直しにより変更になる場合があります。

幼児教育・保育の無料化により、1号(教育)認定と3歳児クラス以上の2号(保育)認定の子どもの保育料は無料となります。(給食費は無料化の対象外のため、保護者の実費負担となります。)

認可保育園は市への納付で原則として口座振替、認定こども園・地域型保育施設は園に直接納付です。

◇保育料の決定基準について

保育料は入園児童の父母(パートナー含む)の市民税を合算のうえ算定します。

ただし、父母の市民税が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税も合算となる場合があります。(祖父母の市民税額も合算となる基準は、市HPにて確認できます。)

【令和6年4月～8月分の保育料】

令和5年度市民税(令和4年1月1日～令和4年12月31日の収入)を基に保育料を決定します。

【令和6年9月～翌3月分の保育料】

令和6年度市民税(令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入)を基に保育料を決定します。

9月分からの保育料が変更になる方へは「保育料変更決定通知書」を発送します。

なお、世帯状況や税額の変更があった場合は、随時、保育料の見直しを行います。

◇在宅障害者(又は障害児)のいる世帯について

障害者手帳等 ※ をお持ちの方と同居されている場合は、保育料が軽減されることがあります。(施設に入所している方は、同居とみなしません。)

審査に必要となりますので、手帳等のコピー(該当者の氏名、階級、取得年月日が確認できる部分)を提出してください。

なお、在宅障害者(児)のマイナンバーの提供があれば、書類の提出を省略できます。

ただし、療育手帳は省略できないため、手帳のコピーが必要です。

※ 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者が対象です。

給食について

すべての園で給食を提供しています。

給食費・・・主食費(ご飯・パンなど)＋副食費(おかず・おやつなど)

主食費はご飯持参や集金などの方法により、保護者負担となります。

副食費については、保育料の無料化により実費負担となります。

※給食費は各園にお問い合わせください。

※3号認定児の給食費は、保育料に含まれています。

※下記項目のいずれかに当てはまるお子さんは副食費が免除となります。

- ・世帯年収が360万円未満
- ・小学校入学前のお子さんから数えて、3人目以降の2・3号認定児
- ・小学校3年生以下のお子さんから数えて、3人目以降の1号認定児



長岡市 保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	階層の定義		3歳未満児保育料(円)	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0
B1	市民税非課税世帯		ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0
B2			それ以外	0
C1	市民税均等割のみの世帯		ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,500
C2			それ以外	9,300
D1	3,000円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等		11,000
D2		それ以外		11,900
D3	3,000円以上 23,400円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等		13,500
D4		それ以外		14,800
D5	23,400円以上 37,800円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等		17,000
D6		それ以外		19,100
D7	37,800円以上	51,000円未満の世帯	23,300	
D8	51,000円以上	78,600円未満の世帯	27,600	
D9	78,600円以上	101,400円未満の世帯	31,400	
D10	101,400円以上	123,300円未満の世帯	35,200	
D11	123,300円以上	168,300円未満の世帯	36,900	
D12	168,300円以上	214,900円未満の世帯	38,600	
D13	214,900円以上	255,100円未満の世帯	40,300	
D14	255,100円以上	351,400円未満の世帯	42,000	
D15	351,400円以上		43,700	

※16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

◇保育料の軽減

- (1)【年収360万円未満相当の世帯で、ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】
 - ・扶養控除前の市民税所得割の金額が77,101円未満または扶養控除後の市民税所得割の金額が31,501円未満の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。
- (2)【年収360万円未満相当の世帯で、(1)以外の世帯の場合】
 - ・扶養控除前の市民税所得割の金額が57,700円未満または扶養控除後の市民税所得割の金額が12,100円未満の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。
 - ・市民税均等割のみの世帯(C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。
- (3)【(1)(2)以外の世帯の場合】
 - ・兄弟姉妹が教育・保育施設等に同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。(別々の施設に入園している場合も含めて数えます。ただし、P13認可外施設に通っている児童については対象外です。)
 - ・教育・保育施設等とは…幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、居宅訪問型児童発達支援施設が該当します。
 - ・兄弟姉妹のどちらかが月途中で入園した場合は、第2子以降の保育料軽減は翌月から適用になります。

◇注意事項

- ・月途中で入退園した場合は、入園した日からまたは退園するまでの日割により保育料を計算します。
- ・保育料を算定する市民税は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の税額控除(調整控除は除く)を控除する前の税額で算定します。
- ・3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指します。そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児とします。





施設一覧

全施設において、年齢等によっては、保育料や給食費のほか諸経費がかかる場合があります。事前に確認したい場合は、希望の園にお問い合わせください。
 右上の二次元コードを読み取ると、「ながおか子育てアプリ」のページで施設所在地を確認できます。

認可保育園(公立) ※2号か3号の認定が必要

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
長岡川東	南部	千手2-9-4	32-3193	39	4か月以上	7:15~19:00
	北部	東新町3-1-1	32-3598	53		
	けさじろ	今朝白2-9-28	32-0054	86		
	中沢	中沢2-1913-4	33-1045	57	11か月以上	
	山本	浦瀬町774	44-8051	59	4か月以上	
	栖吉	栖吉町2585-1	32-1986	16		
	昭和	昭和2-2-5	32-3989	22		
	山通	柿町650-1	33-5432	80		
	三和	三和2-11-30	34-3272	50		
	富曽亀	亀貝町404-1	24-7480	54		
	中貫	悠久町2-127	32-2190	74		
	十日町	十日町1778	22-3170	14		
	新組	福井町974-1	24-3371	33		
	石坂	村松町2467-3	22-0011	19		
長岡川西	上除	上除町3638-1	46-2411	141	4か月以上	
	宮本	宮本町1-甲8	46-5340	19		
	下川西	花井町1081-4	29-1900	18		
中之島	上通	大口248-1	24-1210	55	4か月以上	
	みずほ	中野西甲700	61-4100	87		
	信条	信条東221	0256-97-2846	31		
越路	来迎寺	来迎寺3568	92-2254	62	4か月以上	
	塚山	塚野山850-3	94-2006	19		
	岩塚	飯塚2811	92-4430	56		
	白山	来迎寺1706-2	92-4835	110		
三島	みしま南	鳥越718-1	46-4220	15	11か月以上	
	みしま北	三島上条204-2	42-2670	14		
小国	ひまわり	小国町相野原139-1	95-2029	48	4か月以上	
寺泊	おおこうづ	寺泊敦ヶ曾根671	0256-97-3176	74		
川口	東川口	東川口1979-115	89-2028	71		

※竹沢保育園は休園しています。

※令和6年4月にみしま北保育園は閉園し、みしま南保育園へ統合します。

※児童数は令和5年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

認可保育園(私立) ※2号か3号の認定が必要

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
長岡川東	西部	渡里町3-46	32-0027	63	産休明け	7:15~19:15
	摂田屋	摂田屋1-1524-3	36-8347	156		7:00~19:00
	新保	新保4-6-14	24-4437	163		7:00~19:00
	東部どんぐり	四郎丸2-3-25	34-8088	54		7:00~19:00
	みやうちマンマ	宮栄3-2-18	32-3707	113		7:00~19:00
長岡川西	長峰保育園	才津西町2135-9	46-3463	128		7:15~19:15
	希望が丘	希望が丘3-12-2	28-0331	80		7:00~19:00
	深沢	深沢町2010-3	46-5480	56		7:10~19:10
	こどもけやき苑	槇山町1593-1	29-2510	69		7:00~20:00
寺泊	寺泊	寺泊烏帽子平1977-15	75-2246	84		11か月以上
栃尾	芳香稚草園	新栄町3-3-13	52-1768	51	産休明け	7:15~19:15
	善昌寺	栃尾原町2-2-7	52-3864	21		7:00~19:00
	双葉	谷内2-4-16	52-4402	66		7:00~19:00
	東谷	栃尾泉856-1	52-2211	21		7:30~19:00

※児童数は令和5年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

地域型保育施設 ※3号の認定が必要

地域	施設名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
長岡川東	なごみ保育園分園	神田町3-5-2	86-7815	12	産休明け~1歳	7:00~19:00
	こどもさくら苑	福住2-1-15	31-0020	12	満8か月~2歳	7:00~18:00
	ベビールームそら	千手3-4-14	37-9285	12	産休明け~2歳	7:30~18:30
	マンマのお部屋	福住1-5-3	94-4351	11		7:00~19:00
	ほうゆう保育園	黒津町381	25-6120	16		7:00~19:00
	マンマのお部屋est	東神田3-5-34	86-7611	10		7:00~19:00
	まちの保育園ぴゅあ	東坂之上町3-1-20	86-6554	13		7:30~19:30
	花園みどり保育園	花園南2-183	86-7621	22		7:15~19:00
長岡川西	太陽あおぞら保育園	関原町1-1042-1	46-0087	12		7:20~19:00
	ふくちゃん保育園	深沢町2300	46-6653	14		7:30~19:00
	ひまわり保育園	大島新町5-7-10	27-9150	14	7:30~19:00	

※児童数は令和5年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

認定こども園 ※満3歳以上は1号か2号、満3歳未満は3号の認定が必要(和島のみ例外 下記参照)

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間	
長岡川東	帝京長岡	干場1-4-24	32-3516	127	産休明け	7:00~19:00	
	長岡和光なごみ	長町2-550-1	34-2597	141		7:00~19:00	
	長岡みのり	石内2-5-38	86-6088	111		7:15~19:00	
	東光	上条町223-1	35-5166	177		7:30~19:00	
	明幸・すまいる	錦1-6-23	33-8717	122		7:00~19:00	
	長岡天使・聖母	表町4-2-10	32-4727	91	6か月以上	7:30~19:00	
	中島・わくわく	中島1-14-14	34-0400	105	産休明け	7:00~19:00	
	長生・まんまる	西千手2-1-1	33-5325	180		7:00~19:00	
	鵬	豊2-13-24	36-5600	64	4か月以上	7:30~19:00	
	東部	四郎丸3-5-11	33-1096	93	産休明け	7:00~19:00	
	蔵王のもり	蔵王1-8-15	33-6502	149		7:15~19:15	
	宮内中央	宮内3-10-13	33-2018	168		7:10~19:10	
	いなば	稲葉町793-1	21-2810	150		7:15~19:15	
	希望が丘	福島町566	22-7050	86		7:30~19:00	
	くろじょう	黒津町377	24-8703	168		7:15~19:15	
	長生	西千手3-116-3	32-3674	196		7:00~19:00	
	前川	前島町211	23-1527	160		7:15~19:00	
	東部マドカ	土合5-2-4	33-3795	150		7:15~19:15	
	岡南	滝谷町1701-2	22-2683	96		7:10~19:10	
	柏	寿2-1-5	24-5656	103		7:00~19:00	
	東部川崎	川崎3-2388	89-6658	163		7:15~19:15	
	悠みどり	花園南2-317	89-8555	136		7:15~19:00	
	中沢白ゆり	中沢町2280番地	33-7504	110		7:30~18:30	
長岡川西	太陽・おひさま	福山町447-2	27-0610	237		4か月以上	7:30~19:00
	第一	緑町1-38-363	28-1500	74			7:30~19:00
	長峰幼稚園	西津町2444-1	27-2340	189			7:30~19:00
	恵和	蓮瀉町312	28-2768	263	産休明け	7:00~19:00	
	恵和めぐみキッズランド	大荒戸町字腰巻250-1	94-5801	100		7:00~19:00	
	あすなろ	下柳2-7-7	28-1200	175		7:00~19:00	
	ひごし中央	高瀬町110	86-6066	126		7:00~19:00	
	大島	大島本町2-10-28	27-1090	85		7:00~19:00	
	関原	関原町3甲486-1	46-2174	150		7:15~19:00	
太陽ゆうゆう	青葉台5-8-1	46-0080	110	7:20~19:00			
中之島	豊愛なかのしま	中之島430-1	66-2366	108	7:15~19:15		
越路	こしじ	浦4800	92-2221	131	7:15~19:15		
三島	みしま中央	上岩井6826	42-3475	142	7:00~19:00		
和島	和島	小島谷2846	74-3668	81	4か月以上	7:15~19:00	
栃尾	みどり	下檜出653-1	52-3239	52	産休明け	7:15~19:00	
	栃尾天使	金沢2-1-36	52-2226	42		7:30~19:00	
与板	与板こども園	与板町与板452	72-3123	139		7:15~19:15	

※児童数は令和5年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。
 ※和島のみ1号は3歳児クラスから入園可能です。

公立幼稚園 ※1号認定が必要

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
与板	与板幼稚園	与板町与板甲95	72-4078	13	3歳児クラスから	8:00~19:00

※児童数は令和5年5月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

私立幼稚園 ※認定は不要 申し込み日程が異なりますので、園にお問い合わせください

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
長岡川東	宮内白ゆり	下条町1440-1	22-3699	11	3歳児クラスから	7:30~18:30

※児童数は令和5年5月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

国立幼稚園 ※認定は不要 申し込み日程が異なりますので、園にお問い合わせください

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
長岡川東	新潟大学附属	学校町1-1-1	32-4192	54	3歳児クラスから	8:45~16:00

※児童数は令和5年5月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

企業主導型保育施設 ※2号か3号の認定が必要 入園手続き等は各園にお問い合わせください

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
長岡川東	ゆにおんの杜 南陽保育園	南陽1-2740-4	22-2880	69	4か月以上	7:30~19:30
	ニチイキッズ 長岡かわさき保育園	川崎6-866-7	30-3700	12	生後57日以上	7:30~19:00
長岡川西	長岡新産 わくわくちびっこ園	南七日町53-1	94-5160	11	2か月以上	7:30~20:30

※児童数は令和5年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

認可外保育園 ※認定は不要 入園手続き等は各園にお問い合わせください

地域	園名	所在地	電話	児童数	入園可能月齢	平日の保育時間
長岡川東	森のようちえん ふたばっこ	栖吉町字岩野 (赤城コマランド内)	080-5651-1049	12	3歳児クラスから	9:30~14:30
寺泊	海辺のこども園 かいじやり	寺泊志戸橋663-2	090-5204-1237	9	2歳児クラスから	8:00~19:00
長岡川東	Global Tree バイリンガル幼児園 長岡校	本町2-4-21	86-5352	9	3歳児クラスから	9:00~14:00
長岡川東	おうちこども園 ぴったん	表町1-5-9	080-5685-1800	0	2か月以上	8:00~22:00

※児童数は令和5年4月1日時点の在籍児童数(全クラス)です。参考までにご確認ください。

利用時間・預かり保育など

利用時間について

1号認定のお子さんは「教育標準時間」利用できます。

2号・3号認定のお子さんは、「保育標準時間(11時間)」「保育短時間(8時間)」のどちらかの区分で認定されているかによって、利用できる時間帯が異なります。

開所時間は各施設で異なりますので、P10以降の施設一覧でご確認ください。開所時間内でも、認定された時間を超えて利用する場合は延長保育料が必要となります。

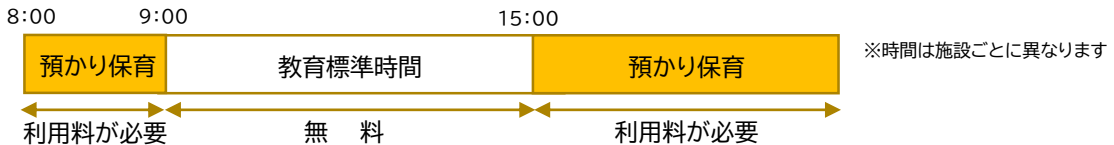


1号認定の預かり保育の無料化について

●預かり保育とは

幼稚園・認定こども園に通う1号認定のお子さんに対し教育標準時間を超えて行う保育をいいます。預かり保育の利用については各施設へお問い合わせください。

※2・3号認定の延長保育は無料化の対象外となります。



●預かり保育が無料になる条件

1号認定の教育標準時間を超えて預かり保育を利用する際、以下の条件を満たす世帯から申請があった場合に、利用料の一部又は全額が無料化となります。

4月1日時点 満年齢	預かり保育が無料になる条件	上限額
3歳以上	保育を必要とする理由がある世帯	11,300円/月
2歳	保育を必要とする理由がある住民税非課税世帯	16,300円/月

新2号

新3号

申請書類

以下の書類を利用している施設へご提出ください。

◇施設等利用給付認定・変更申請書(緑色)

◇保護者の「保育が必要な事由」が確認できる添付書類(P3をご参照ください)

※これらの書類は各施設、保育課、各支所で受け取ることができます。添付書類のみ、長岡市HPからダウンロードできます。

よくある質問

Q1.就労時間が120時間/月を下回るのですが、保育標準時間の認定をとることはできますか？

原則はできません。ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は特例として保育標準時間で認定することが可能ですので、通っている園にご相談ください。

- ◇1日の就労時間が8時間以上(通勤時間含む)となる就労が常態となる場合
- ◇雇用契約書等で定められた勤務時間の都合上、施設の基本時間を超えて利用せざるを得ない日が13日以上/月となる場合
- ◇シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で最も早い就労開始時間と最も遅い就労開始時間の差が8時間以上(通勤時間含む)となる場合
- ◇その他、上記に類する状態であると市が認める場合

Q2.アルバイトやパートなどの非正規雇用でも就労で認定されますか？

また、残業がある場合は保育標準時間の認定を受けることができますか？

48時間以上/月の就労であれば、就労にて認定可能です(保育標準時間は120時間以上/月)。なお、ここで示す就労とは、残業時間を含めない会社の所定労働時間のことです。残業のため短時間保育で足りない場合は、延長保育等をご利用ください(別途料金がかかります)。

Q3.保育園(2号)と幼稚園(1号)どちらにしようか迷っています。第1希望が保育園(2号)、第2希望が幼稚園(1号)の場合、認定申請書や入園申込書は両方の園に提出すればよいですか？

認定申請書及び入園申込書は第1希望の園にのみご提出ください。

(入園申込みにつきまして、二重提出が確認された場合、受付が無効になる場合があります。)第1希望の保育園に2号認定を申請した後で幼稚園の利用希望に切り替える場合は、11月の1号の入園申し込みの時期に、改めて1号の認定申請書と入園申込書を利用希望の幼稚園にご提出ください。なお、1号の選考方法や書類の配付時期、募集の受付期間について、必ず事前に園にご確認ください。

Q4.公立認可保育園、私立認可保育園、認定こども園で保育料は違いますか？

保育料は変わりません。ただし、諸経費は各園で異なりますので、詳しくは各園に直接お問合せください。

Q5.現在1号認定で入園していますが、2号認定に変更したいです。手続きはどうしたらよいですか？

現在通っている園に2号の空き枠があることを確認した上で、認定申請書に「保育が必要な事由」が確認できる書類(P3参照)を添付して、園にご提出ください。

Q6.保育園は日曜日・祝日も預けられますか？

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始は原則保育は行っておりません。※園によってはこのほかにも保育を行わない日があります。父母ともに日曜日等に就労している場合などは、実施園にて「休日保育」の利用ができますが、その代わりに平日のどこかでお休みしていただきます。



令和6年度 年齢別クラス早見表

クラス(実施年齢)	生年月日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日

長岡市教育委員会 保育課 入園窓口係

〒940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1-1 さいわいプラザ内4F
TEL ▶ 0258-39-2377(入園専用番号)



◇支所

中之島支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-61-2015
三島支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-42-2246
小国支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-95-5900
寺泊支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-75-3113
与板支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-72-3190

越路支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-92-5906
山古志支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-59-2333
和島支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-74-3113
栃尾支所 市民生活課 TEL ▶ 0258-52-5836
川口支所 地域振興・市民生活課 TEL ▶ 0258-89-3112